

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第五百五十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p>
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略）</p>
<p>第五条 削除</p>	<p>（浄化槽の廃止届） 第五条 浄化槽管理者は、当該浄化槽を廃止するときは、速やかにその旨を別記第五号様式の浄化槽廃止届により知事に届け出なければならない。</p>
<p>第六条（現行のとおり）</p>	<p>第六条（略）</p>
<p>（登録申請書等） 第七条（現行のとおり）</p>	<p>（登録申請書等） 第七条（略）</p>
<p>2（現行のとおり） 一 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書 二から六まで（現行のとおり）</p>	<p>2（略） 一 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 二から六まで（略）</p>
<p>第八条から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第八条から第九条まで（略）</p>
<p>（登録事項変更の届）</p>	<p>（登録事項変更の届）</p>

第十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 条例第四条第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人である場合には、登記事項証明書)

二 (現行のとおり)

三 条例第四条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び条例第四条第二項第一号に掲げる書面

四 (現行のとおり)

第十一条から第十七条まで (現行のとおり)

(報告)

第十八条 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 浄化槽保守点検業者は、法第五十三条第一項第五号の規定により、浄化槽の保守点検受託契約基数を、毎年一回、別記第二十一号様式の浄化槽保守点検受託契約基数報告書により知事に報告しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 (現行のとおり)

第十条 (略)

2 (略)

一 条例第四条第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人である場合には、登記簿の謄本)

二 (略)

三 条例第四条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記簿の謄本及び条例第四条第二項第一号に掲げる書面

四 (略)

第十一条から第十七条まで (略)

(報告)

第十八条 (略)

2から4まで (略)

5 浄化槽保守点検業者は、条例第十六条第一項の規定により、浄化槽の保守点検受託契約基数を、毎年一回、別記第二十一号様式の浄化槽保守点検受託契約基数報告書により知事に報告しなければならない。

(職員の身分を示す証明書)

第十九条 条例第十六条第三項に規定する身分を示す証明書は、別記第二十二号様式によるものとする。

第二十条 (略)

別記第一号様式から第四号様式まで (現行のとおり)
 第五号様式 削除

別記第一号様式から第四号様式まで (略)

第五号様式 (第五集團様)

東京都知事	殿	年	月	日
	住所 氏名	④ [法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号]		
浄化槽廃止届				
次のとおり浄化槽を廃止するので、東京都浄化槽の保守点検等に関する規則第5条の規定により届け出ます。				
設置場所				
浄化槽の種類	単独・合併 ()	建築確認番号 又は 設置届受理番号	第	号
廃止年月日	年	月	日	年
廃止の事由				
備考	本書は正副2部提出すること。			
	受付け 年月日			

第6号様式(第7条関係)

東京都知事 殿

申請者 住所

氏名

⑤

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

浄化槽保守点検業者登録申請書

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第 項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地	名 称	所 在 地		
	電話番号 ()			
2 役員氏名	法人の場合のみ、役職、氏名、生年月日及び住所を記載したものを別途添付すること。			
3 営業区域	(市町村名)			
4 浄化槽管理士氏名等 (営業所ごとに記入すること。)	営業所名	浄化槽管理士氏名	浄化槽管理士 免状番号	担当営業区域
5 添付書類	(1) 申請者が東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までの規定に該当しないことを証明する書面			
	(2) 顔写真の明細を記入した書面(営業所ごとに別紙とする。) (3) 定家又は寄附行為及び登記簿の謄本(申請者が法人の場合に限る。) (4) 住民票の写し及び身分証明書(申請者が個人の場合に限る。) (5) 浄化槽管理士免状の写し (6) 従業員名簿 (7) 営業所の案内図 (8) 営業所を賃借・無償使用している場合は、当該契約書又は使用許可証の写し			

備考 1 本申請書及び添付書類をそれぞれ2部提出すること。
2 欄内に書き切れないときは別紙に記入すること。

受付 年月日	手数料 納入確認
-----------	-------------

(日本工業規格A列4部)

第6号様式(第7条関係)

東京都知事 殿

申請者 住所

氏名

⑤

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

浄化槽保守点検業者登録申請書

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第 項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地	名 称	所 在 地		
	電話番号 ()			
2 役員氏名	法人の場合のみ、役職、氏名、生年月日及び住所を記載したものを別途添付すること。			
3 営業区域	(市町村名)			
4 浄化槽管理士氏名等 (営業所ごとに記入すること。)	営業所名	浄化槽管理士氏名	浄化槽管理士 免状番号	担当営業区域
5 添付書類	(1) 申請者が東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までの規定に該当しないことを証明する書面			
	(2) 顔写真の明細を記入した書面(営業所ごとに別紙とする。) (3) 定家又は寄附行為及び登記簿の謄本(申請者が法人の場合に限る。) (4) 住民票の写し及び身分証明書(申請者が個人の場合に限る。) (5) 浄化槽管理士免状の写し (6) 従業員名簿 (7) 営業所の案内図 (8) 営業所を賃借・無償使用している場合は、当該契約書又は使用許可証の写し			

備考 1 本申請書及び添付書類をそれぞれ2部提出すること。
2 欄内に書き切れないときは別紙に記入すること。

受付 年月日	手数料 納入確認
-----------	-------------

(日本工業規格A列4部)

第7号様式 (第8条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	浄保()第 号	登録年月日	年月日	(市町村名)	営業区域名	
		有効期間満了年月日	年月日			
(フリガナ) 氏名又は名称		初回登録年月日	年月日			
		変更()年月日				
(フリガナ) 法人にあっては 代表者の氏名		変更()年月日		営業所名	浄化槽管理士氏名 (免状番号)	
住所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	〒()	変更()年月日			担当営業区域名	
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずるもの)の氏名及び役職名						
(フリガナ)						
氏名	役職名(常勤・非常勤)	氏名	役職名(常勤・非常勤)	浄化槽管 理士の氏 名、免状 番号及び 担当営業 区域名		
主たる営業所 の名称及び所在地	名称 所在地 電話()	変更()年月日				
その他の営業所 の名称及び所在 地	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
				登録番号	浄保()第 号	
(日本工業規格A列4番)						

第7号様式 (第8条関係)

(表)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	浄保()第 号	登録年月日	年月日	(市町村名)	営業区域名	
		有効期間満了年月日	年月日			
(フリガナ) 氏名又は名称		初回登録年月日	年月日			
		変更()年月日				
(フリガナ) 法人にあっては 代表者の氏名		変更()年月日		営業所名	浄化槽管理士氏名 (免状番号)	
住所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	〒()	変更()年月日			担当営業区域名	
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずるもの)の氏名及び役職名						
(フリガナ)						
氏名	役職名(常勤・非常勤)	氏名	役職名(常勤・非常勤)	浄化槽管 理士の氏 名、免状 番号及び 担当営業 区域名		
主たる営業所 の名称及び所在地	名称 所在地 電話()	変更()年月日				
その他の営業所 の名称及び所在 地	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
	名称 所在地 電話()	名称 所在地 電話()				
				登録番号	浄保()第 号	
(日本工業規格B列4番)						

第八号様式から第二十一号様式まで

(現行のとおり)

第八号様式から第二十一号様式まで

(略)

年月日	営業所立入検査等の記録

(表)

第22号様式(第19条関係)

(表)

130 ミリメートル

<p style="text-align: center;">第 氏 所 号 名 属</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">東京都 知事 印</p> <p style="text-align: center;">東京都 浄化槽 保守点 検業者 の登録 に關す る條例 第十六 條第三 項の規 定によ る身分 を示す 證明書</p>	<p style="text-align: center;">写真 ちよう 付</p>
--	---

90 ミリメートル

(裏)

130 ミリメートル

この証明書を携帯する者は、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第十六条第二項の規定により、浄化槽保守点検業者に關し立入検査を行うもので、その關係条文は次のとおりです。

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
抜すい

第十六条 (略)

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

90 ミリメートル